

第三十九号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。
別表第二健康部の表七十八の項中「第四条第三項及び第四項」を「第四条第二項及び第三項」に改める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説明）

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の改正により、同法の規定に移動が生じるため、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。